

株式会社ユーラスエネルギーホールディングス「(仮称)北野沢風力発電
事業 更新計画 環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年2月24日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)北野沢風力発電
事業 更新計画 環境影響評価方法書について、株式会社ユーラスエネルギーホール
ディングスに対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、
その写しを送付した。

なお、当該案件は、環境影響評価法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令
第283号)附則第3条第5項の規定に基づき、環境影響評価その他の手続を行う
こととしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続は行われていない。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県下北郡東通村
原動力の種類：風力(陸上)
出 力：最大17,200kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和4年9月1日
住民意見の概要等受理	令和4年11月2日
青森県知事意見受理	令和5年2月8日
経済産業大臣勧告発出	令和5年2月24日

問合せ先：電力安全課 長尾、野田
電話03-3501-1742(直通)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス「(仮称)北野沢風力発電事業 更新
計画 環境影響評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中等であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。
2. 本事業の実施により、土砂・濁水の流出に伴う水環境への影響が懸念されることから、近年の局所集中的な降雨の傾向とヤード及び道路工事に係る雨水排水対策を踏まえ、適切な調査地点を設定するなど、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 調査対象になっている動物について、哺乳類及び鳥類のみ現地調査を行うとしているが、これら以外の動物についても「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(環境省、令和2年4月)を踏まえ、必要に応じ専門家等へのヒアリングを実施し、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
4. 対象事業実施区域及びその周辺において、ハクチョウ類・ガン類等の渡り経路が確認されているほか、イヌワシの一時滞在や冬季におけるオジロワシ等の生息が確認されている。このため、鳥類の調査に当たっては、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
5. 対象事業実施区域の北側から西側にかけて、植生自然度が高いエゾイタヤシナノキ群集が分布しており、重要な植物群落の生育環境への影響を回避又は低減するため、現地調査により、現状の植生について十分な調査を行い、その分布状況を把握した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)